

【別紙 1】

令和 8 年度大阪府域デジタルプロモーション推進事業委託業務

仕様書

2026 年 3 月 24 日

公益財団法人大阪観光局

マーケティング戦略部

1. 業務の件名 令和 8 年度大阪府域デジタルプロモーション推進事業委託業務

2. 履行期限 契約締結日から 2027 年 3 月 31 日まで

### 3. 業務概要

本事業は、大阪観光局（以下「当局」という。）が運営する AI レコメンド型観光ウェブサイト「Discover OSAKA」（以下「観光サイト」という。）を活用し、訪日外国人旅行者に対して府域市町村の観光コンテンツを効果的に紹介し、体験商品を造成・販売することで、認知獲得および観光消費の拡大を図るものである。

観光サイトに実装されている AI レコメンド機能を活用し、ユーザーの閲覧履歴や興味関心に応じて、各市町村が有する観光スポットや体験コンテンツ等を提示することで、旅行者が自らの趣味嗜好に合った地域の魅力を発見できる環境を整える。

あわせて、府域市町村の観光資源や体験価値が伝わる記事コンテンツを制作・発信し、SNS 広告等のデジタルプロモーションを通じて訪日前の訪日外国人旅行者への認知拡大および関心喚起を図る。

さらに、市町村が有する観光コンテンツを商品造成し、海外 OTA などへ掲載することで、商品の露出強化や販促を通じて実際の来訪および消費行動へとつなげる。

これらの取組を、AI レコメンドによる情報提示、記事の SNS 広告による認知獲得、旅行商品の海外 OTA を活用した販売促進という形で一体的に実施することで、訪日外国人旅行者の府域周遊を促進し、地域経済への波及効果を高めることを目的とする。

なお、本業務内容に変更が生じる場合は、別途、協議することとする。

### 4. 全体運営

#### (1) 委託業務項目

- ① プロジェクト管理業務
- ② WEB サイト更新・運用管理業務
- ③ 市町村観光コンテンツ認知向上業務
  - (ア) コンテンツ選定
  - (イ) ターゲット分析
  - (ウ) 記事制作・動画制作
  - (エ) デジタルプロモーション
- ④ 市町村観光コンテンツ販売支援業務
  - (ア) 商品造成
  - (イ) 商品販売
  - (ウ) プロモーション
  - (エ) タarif作成

#### ⑤ 効果検証業務

なお、②および③は本事業に参画する府域市町村を単位として記事制作および商品造成を行うことを基本とする。ただし、2以上の市町村の観光コンテンツを組み合わせることで1つの商品または記事を作成（制作）する場合もある。参画する市町村の数は最大で43である。参考までに2025年度に本事業に参画した市町村数は26である。

#### (2) ターゲット

本事業のメインターゲットユーザーは訪阪外国人旅行者（訪阪を検討している者や過去に訪阪したことがある者を含む）とする。ただし、観光コンテンツや市町村の意向を踏まえて国内旅行者をターゲットにする場合もある。

#### (3) 対応言語

原則として、英語（アメリカ英語）、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、日本語とする

#### (4) 実施体制

受託者は本業務を効果的かつ効率的に履行するため、以下の点に留意すること。

##### ・実施体制の明確化と管理徹底

本事業の実施体制を明確にし、再委託先を含めた管理を徹底すること。

##### ・観光コンテンツの情報掲載に関する連携

連携先事業者の選定や交渉、ウェブページへの掲載許可の取得、データ管理までを各関連事業者と協力しながら実施すること。

##### ・写真・動画の著作権管理

写真や動画を利用する際は、著作権元の承認を得ること。

### 5. 業務内容

#### (1) プロジェクト管理業務

本事業は、上記4(1)委託業務項目①～⑤を一気通貫で行うものである。なお、④(ウ)プロモーションは、秋シーズンの旅行者の商品購入に合わせて9月中の広告開始を想定している。本広告開始に間に合うよう、コンテンツ選定、ターゲット分析、商品造成等のプロジェクト管理を行うこと。

##### ① プロジェクト計画

受託者は以下の項目を含む「作業体制表」および「プロジェクト計画書」を、契約締結後5営業日以内に作成・提出し、当局の承認を得ること。提出後に変更が生じた場合は、その都度5営業日以内に再提出すること。

・業務別および業務内作業別のスケジュール

・プロジェクトの管理体制

・役割分担

・会議体の設置と進捗管理方法

##### ② 進捗管理

プロジェクトの進捗状況を把握し、円滑に進めるため、次のことを実施すること。

- ・WBS（Work Breakdown Structure）等を用いて、作業工程ごとのタスクや成果物を明確にすること。また、当局側で必要となる決定事項、資料の準備、確認作業等のタスクおよび期限も明確に示すこと。
- ・当局の指定する場所において随時、業務の進捗状況を報告すること。Web 会議での打ち合わせも可能とする。

## (2) WEB サイト更新・運用管理業務

以下の仕様を満たし、グローバルな視点を取り入れウェブページを制作・運営すること。ページ利用者がストレスなく迅速に必要な情報に到達できるよう、ユーザビリティを高め、画面表示の速度にも配慮すること。

本業務における観光サイトは、2025 年度に構築された既存システムを対象とし、新規構築や大規模改修を目的とするものではない。受託者は、前年度事業により作成された成果品およびシステム一式について十分に理解した上で、前年度事業者からの引継ぎを受け、業務開始後速やかに、当該サイトの保守・運用を問題なく実施できる体制を構築すること。なお、前年度事業者からの引継ぎ資料は「サイトマップ、コンテンツ整理一覧表」「システム設計書（システム構成図・ファイル一覧・データベース仕様書等）」「観光ウェブサイトコンテンツ一式」「各操作マニュアル」である。

### ① WEB サイト更新・運営

- (ア) 他カテゴリーページを参考に、新カテゴリーをテーマにしたブランディングページを新たに制作すること。なお新カテゴリーについては事業者から提案したうえで、受託後に当局と協議の上で決定する。
- (イ) 適宜、ページレイアウト変更、キーワードタグ追加対応、検索機能の改善等行うこと。
- (ウ) SEO および生成 AI・検索 AI（AIO）を考慮した継続的な最適化を行うものとする。
- (エ) ドメインの管理は「OSAKA INFO」の委託事業者が行っているため、サーバーの接続設定等について必要に応じ同事業者と連携すること。
- (オ) 受託者がサーバーを用意し、ウェブページの正常な運営を確保するため、サーバーの費用を含め、保守、データバックアップ、モニタリング等を実施すること。
- (カ) サーバーのセキュリティ対策として以下を実施すること。
  - ・ファイアウォール設置、アクセス制御を行うこと。
  - ・ウイルス対策ソフトを導入し、さらに IDS または IPS、あるいは WAF を導入すること。
  - ・クラウドサービスを利用する場合は、日本国内で裁判管轄権のあるサービスとすること。
  - ・OS およびアプリケーションは、脆弱性がなく最新のパッチが適用されているものを使用すること。
  - ・不要なポートやサービスを停止し、SQL インジェクション等への対策を実施すること。
- (キ) 以下 Web ブラウザに対応し、常に最新またはサポート対象のバージョンで正常動作を保証すること。
  - ・Microsoft Edge、Mozilla Firefox、Google Chrome、Apple Safari、Google Android

- (ク) 全ページを HTTPS（常時 SSL）化すること。
- (ケ) GDPR 対応として、クッキー管理ツール「One Trust」を導入・運営すること。なお、ライセンス費用は別途当局が負担とする。
- (コ) 受託者は年間を通じウェブページの運営状況を確認し、問題発生時は直ちに当局に報告・相談すること。また使用するシステムやツールは、セキュリティが高く安定運用が可能なものを選定し、必要に応じて最新版への更新を行い、その都度当局に報告すること。
- (サ) コンテンツの追加や入れ替えが円滑に行える設計を行うこと。
- (シ) レスポンシブウェブデザインを採用し、端末ごとに最適化された表示を行うこと。
- (ス) ウェブページ制作にあたり、「OSAKA INFO」の委託事業者と十分連携すること。
- (セ) システムや機能等の改修については、当局と受託者で協議を行い、適宜実施すること。
- (ソ) システムや機能等の改修公開前に以下のテストを実施し、当局の承認を得ること。
  - ・リンクや画像の表示・動作確認
  - ・更新・閲覧のパフォーマンス検証
  - ・負荷試験による性能確認
  - ・最新 OS およびブラウザでの動作確認

## ② AI レコメンドエンジン利用・運用保守業務

- (ア) 本 Web サイトに導入されている「AI レコメンドエンジン」の継続的な利用環境の提供、および安定稼働に向けた保守・運用を行うこと。
- (イ) クラウド基盤およびエンジン機能の提供・機能拡充
  - ・利用者の行動データを解析し、最適なコンテンツや商品を提示する AI レコメンド機能（API およびタグ連携機能を含む）を提供すること。
  - ・本サービスの稼働に必要なクラウドサービス基盤（サーバー、データベース等）の利用環境を維持・管理すること。
  - ・適宜、レコメンドアルゴリズムの改修、タグの追加、精度改善、機能改善を行うこと。
- (ウ) 保守運用および技術サポート
  - ・レコメンドエンジンのアルゴリズム維持、および解析結果に基づく表示制御機能の動作を保証・管理すること。
  - ・システムの監視を行い、障害発生時の復旧対応および技術的な問い合わせに対するサポートを行うこと

※観光サイト「Discover OSAKA」URL <https://discover.osaka-info.jp/jp>

なお、本事業に関連するウェブサイトは 30 程度存在し、各サイトの計測データは複数の BigQuery 環境と連動している。受託者は、GA4/GTM 等の計測設定およびタグ連携が各サイト間で整合するよう管理し、設定変更や保守作業により数値取得に影響が生じないよう、必要な運用・保守を実施すること。なお、データの可視化は当局が別途実施するデータマーケティング基盤で行うが、計測設定の維持管理および数値取得（収集・連携・整合）のための業務は本事業の

範囲内で完結すること。

### (3) 市町村観光コンテンツ認知向上業務

#### ① コンテンツ選定

(ア) 府域市町村が有する観光資源の中から、主に訪日外国人旅行者を対象とした商品造成につながる観光コンテンツ（以下「観光コンテンツ」という。）を選定すること。

(イ) 市町村および関係事業者と調整を行い、商品造成を踏まえた選定を行うこと。

#### ② ターゲット分析

(ア) 訪日外国人旅行者について、これまでの大阪観光局の分析レポート（「訪日外国人関西国際空港出口調査」など）を参考に、観光コンテンツに適したターゲット分析を行うこと。

(イ) 分析結果を踏まえ、記事制作およびデジタルプロモーションの内容・手法に反映させること。

#### ③ 記事制作

(ア) 選定した観光コンテンツについて、体験価値や地域の魅力が伝わる記事を制作すること。

(イ) 制作した記事は観光サイトに掲載し、AI レコメンド機能を通じてユーザーの趣味嗜好に沿った情報提示を行うこと。

(ウ) 市町村コンテンツの外、新カテゴリーテーマについて動画コンテンツおよび記事制作を行うこと。

#### ④ デジタルプロモーション

(ア) 制作した記事コンテンツを活用し、SNS 広告等のデジタルプロモーションを実施すること。

(イ) 訪日前の訪日外国人旅行者を主なターゲットとし、観光サイトへの流入および市町村観光コンテンツの認知向上を図ること。

#### ⑤ タリフ作成

(ア) コンテンツの内容、料金、受付、受入体制等をコンテンツ事業者と調整のうえ整理し、下記項目をタリフとして取りまとめること。

##### 【想定されるインバウンド受入対応例】

・多言語対応が可能（常時・予約時）、通訳ガイド同行に限る、翻訳機による対応 等

##### 【タリフ項目例】

体験名、催行期間、概要、スケジュール、料金（税込）、料金に含むもの（含まないもの）、旅行会社経由の場合の手数料の有無と詳細、任意オプション、集合場所（名称、住所、アクセス方法、駐車場情報）、送迎の有無、送迎場所（名称、住所）、開催場所名称、集合時間、送迎時間、体験開始時間、催行可能人数、申込可能人数、参加対象年齢（同伴・同意の別）、予約受付時間、所要時間、体験時間、当日の服装や持ち物等、健康的参加条件、身体的参加条件、その他補足・注意事項、ものづくり（作れるもの、個数、受け取り方法）、インバウンド受け入れ手法等

### (4) 市町村観光コンテンツ販売支援業務

#### ① 商品造成

(ア) 認知向上業務で取り上げた観光コンテンツを中心に、主に訪阪外国人旅行者を対象とした旅行商品を造成すること。

(イ) 商品造成にあたっては、当局が有する販売サイトおよび海外 OTA での販売を基本方針とする。

## ② 商品販売

(ア) 造成した商品は当局が有する販売サイト（Discover OSAKA のチケット販売ページ）で掲載・販売を行い、Discover OSAKA サイトと連動させること。

Discover OSAKA のチケット販売ページ <https://osaka.tourism-pg.com>

(イ) 即時予約等、海外 OTA の掲載条件を満たす商品については、市町村の意向を踏まえたうえで海外 OTA への掲載・販売を行うこと。

(ウ) 商品説明文、画像等、販売に必要な素材を整備すること。

## ③ プロモーション

(ア) 即時予約可能な商品については、海外 OTA サイト上での露出や販促施策等、OTA 内プロモーションを実施すること。

(イ) 実際の予約・参加および観光消費につながるよう、効果的な販売促進を行うこと。

(ウ) 国内販売についても露出向上などのプロモーションを行うこと。

## (5) 効果検証業務

(ア) 観光サイト閲覧数、記事閲覧数、SNS 広告の配信実績、大阪観光局が有する販売サイト、海外 OTA および国内販売での販売実績等を用いて効果検証を行うこと。

(イ) 業務全体の成果および課題を整理し、報告書として提出すること。

(ウ) 次年度以降の施策検討に資する知見を整理すること。

(エ) CRM ダッシュボードを保守・運用すること。

## 6. 会議の開催

以下の会議を開催する。報告書の作成、スケジュール調整、懸案事項の管理は受託者が行う。

① キックオフ会議：業務スケジュール等の調整を行う

② 定例進捗報告会：以下の部会ごとに開催し、各作業の進捗状況を報告

● 全体進捗管理部会：月 1 回

● WEB サイト更新・運用管理部会：月 2 回程度

● 市町村観光コンテンツ認知向上部会：月 2 回程度

● 市町村観光コンテンツ販売支援部会：月 2 回程度

③ 臨時会議：緊急を要する報告や検討が必要な場合に実施。

※部会は必要に応じて新たに設置すること。

## 7. 成果物

以下の成果物を納品すること。

- ① 事業実施報告書（製本版 2 冊（日本語））
- ② サイトマップ、コンテンツ整理一覧表
- ③ 記事コンテンツ一覧
- ④ 商品タリフ

※①～④は紙ベースと共にデータでも納品すること。

※①は本仕様書の項目別に仕様を満たしていることが分かるよう作成すること。

## 8. 納入期限

報告書の作成期限：2027 年 3 月 15 日（月）

最終納入日：2027 年 3 月 31 日（水）

## 9. 納入場所

公益財団法人大阪観光局（当局と受託者で協議の上、調整）

## 10. 留意事項

- ① 著作権の譲渡：本業務により創出された著作物の著作権は、委託業務完了時に当局に譲渡される。
- ② 秘密保持：業務上知り得た情報の漏洩を禁止する。
- ③ 本事業を実施するにあたっては、別途公募している「令和 8 年度データマーケティング推進事業」受託事業者と十分に連携すること。
- ④ 不具合が生じた場合を想定し、当局と受託者の連絡体制を構築し、すみやかにトラブルの原因を解消すること。
- ⑤ 管理システム及び観光サイト内容についての一切の著作権は当局に帰属するものとする。
- ⑥ 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら当局の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。この場合、大阪観光局は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- ⑦ 本仕様書において明示なき事項は、関係諸法令及び当局規則によるものとするが、疑義が生じた場合は、その都度当局と協議するものとする。
- ⑧ 受託者は、本業務遂行中に知り得た事項について、当局の承認なしに他に漏らしてはならない。また、本業務が終了、又は契約が解除された後においても同様とする。
- ⑨ 令和 9 年度に事業を引き継ぐことを想定し、必要な内容の洗い出し及び各種資料の更新を行うこと。引き継ぎ資料は上記 8. 成果物②～⑦を指す。

以上